

大原医療秘書福祉専門学校大宮校学則

大原医療秘書福祉専門学校大宮校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療事務及び歯科助手並びに福祉、保育の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な医療・福祉・保育関連産業従事者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、大原医療秘書福祉専門学校大宮校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を、埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目61番地1に置く。

(自己点検、学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

3. 本校は、教育の質の向上および運営の透明性を確保するため、定期的に第三者機関もしくは識見を有する者の評価を受けるものとする。評価の結果は、学内外に適切に公表し、教育活動および学校運営の改善に活用する。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
商業実務専門課程	医療事務学科	2 年	80 名	160 名	昼間部
	医療事務学科	1 年	40 名	40 名	
	小 計		120 名	200 名	
教育社会福祉専門課程	介護福祉学科	2 年	40 名	80 名	昼間部
	小 計		40 名	80 名	
合 計			160 名	280 名	

なお、介護福祉学科における入学定員の学級数は1学級である。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、各学期に分けて次のとおりである。

(1) 前 期 4月1日から9月30日まで

(2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができる。

(在学期間)

第7条 学生は第5条に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業
- 2. 第1項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。
- 3. 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。
- 4. 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業（実習を含む）を行う日とすることができる。
- 5. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、単位)

第9条 本校の教育課程は別表第1のとおりとする。

(始業、終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、9時30分から17時00分までとする。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 9名（うち、基幹教員5名以上）
 - (3) 事務職員 1名以上
2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、転科等

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
ただし、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者及び技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限る。
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、第6条に示す学年の始めとする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第32条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して書類審査又は必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、所定の日までに第32条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。

(転科、転学)

第15条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければなら

らない。

2. 学生が他の学校等への転学を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
3. 転科、転学の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。
4. 他の学科等に転科した者の履修時間、履修単位については、元の学科の全部又は一部を校長の許可するところにより引き継ぐことができる。

(編入学、再入学)

第 16 条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考の上、校長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者

(2) 第 30 条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に再入学を希望した者

2. 編入学又は再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数、単位数の全部又は一部を校長の許可するところにより算入することができる。

(休学、復学)

第 17 条 疾病、その他やむを得ない理由によって 15 日以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2. 休学の期間は 1 年以内とする。

3. 前 1 項の者は休学の理由が消滅した場合は、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

第 5 章 授業の履修、単位、試験、学業成績及び卒業等

(授 業)

第 18 条 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用で行うものとする。

2. 複数の課程、学科、クラスで同一授業科目又は同一内容の授業を行う場合、授業等に支障を来さない限り、合同授業又は合併授業を行うことがある。ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係る合併授業は行わない。
3. 授業科目の履修において、第 24 条の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、別表で定める学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。

(単 位)

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習にあつては 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実習・実技にあつては 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(試 験)

第 20 条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(学業成績)

第 21 条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の 5 種をもってこれを表し、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とする。

2. 授業科目の成績は、前項の 5 種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により GP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. 1 年間に履修できる授業科目の上限は 48 単位とする。

3. 介護福祉学科の履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。

(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者

(3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者

(他の大学・専修学校等における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

(卒業の認定)

第24条 第21条に定める授業科目の成績評価に基づいて、卒業審査により課程修了の認定を行う。

2. 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(1) 医療事務学科2年制は、62単位

(2) 医療事務学科1年制は、37単位

(3) 介護福祉学科2年制は、68単位

(専門士の称号)

第25条 本学の医療事務学科(2年制)、介護福祉学科の修了者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。

(進級の要件)

第26条 進級の認定は、各学年において別に定める単位の取得状況及び出席状況等学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査する。

(注意文書)

第27条 欠席、遅刻、早退(以下、欠席等)が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以て指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

第6章 ほう賞、懲戒及び退学

(ほう賞)

第28条 成績優秀にして他の模範となる者に、ほう賞することがある。

(懲戒)

第29条 学生が本校の規則、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

2. 前項に規定する懲戒種類は訓告、戒告、停学及び退学とする。

3. 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

4. 前2項に規定する停学に係る期間は出席時間数には算入しない。

(退学)

第30条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第31条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

(1) 第7条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第17条2項に規定する休学期間を超えた者

- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 退学願の返送がない者

第7章 入学金、授業料、特待生、その他

(納付金)

第32条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

- 2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
- 3. 納付済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続き完了から入学年の3月31日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続により納入金額から入学金を除いた額を返還する。

(特待生)

第33条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、品行方正にして本校生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が、特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、校長はその一定期間における納付金の全額又はその一部を免除することができる。

(健康診断)

第34条 健康診断は毎年1回実施する。

第8章 科目等履修生

(科目等履修生)

第35条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係わる科目履修生の受入は行わない。

- 2. その他、科目履修生に関する事項は、校長が別に定める。
- 3. 入学金、授業料等は別に定めるものとする。

第9章 附帯教育

(附帯教育)

第36条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科 名	修業期間等	総定員	備考
介護職員初任者研修	6ヶ月	24名	通学：週1～2日授業 通信
介護技術講習会	32時間	40名	週1～4日授業
介護福祉士筆記試験対策	6ヶ月	80名	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日
介護福祉士実務者養成課程	6ヶ月	32名	通信
ケアマネジャー	6ヶ月	80名	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日
医療事務	6ヶ月	80名	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日

- 2. 附帯教育の入学金、授業料、教材費その他必要事項は別に定める。

第10章 雑則

(施行細則)

第37条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。但し、第 8 条（教育課程、授業時間数）については、改正後の規定にかかわらず、平成 19 年度生については従前のおりとする。第 23 条（納付金）については、改正後の規定にかかわらず、平成 21 年度生より適用し、平成 20 年度生以前の学生については従前のおりとする。

附 則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。但し、平成 21 年度生より適用し、平成 20 年度生以前の学生については従前のおりとする。

附 則

1. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。但し、介護福祉学科においては、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
2. 下記の学科については、平成 21 年 9 月 1 日より募集を停止する。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
教育社会福祉 専 門 課 程	福 祉 学 科	2 年	40 名	80 名	昼間部

附 則

1. この学則は、第 19 条の 2（3）は平成 22 年 3 月 1 日から実施し、別表第 1（4）商業実務専門課程 医療事務学科 1 年制は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。但し、別表第 1（1）商業実務専門課程 医療事務学科 2 年制及び（3）教育社会福祉専門課程 介護福祉学科 2 年制、（4）商業実務専門課程 医療事務学科 1 年制は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1. この学則は、第 20 条（3）の削除は平成 24 年 3 月 31 日から実施し、別表第 1（2）教育社会福祉専門課程 福祉学科 3 年制（2 年次）の変更は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. 下記の学科については、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
教育社会福祉 専 門 課 程	福 祉 学 科	2 年	40 名	80 名	昼間部

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。但し、別表第 1（1）商業実務専門課程医療事務学科 2 年制（2 年次）は平成 24 年度生から適用する。

また、別表第 1（2）教育社会福祉専門課程福祉学科 3 年制（2 年次）は、平成 24 年度生から適用し、24 年度生については、選 4 の授業科目、年間授業時間数は以下のとおりとする。

また、第 19 条（3）及び別表第 1（3）教育社会福祉専門課程介護福祉学科 2 年制（2 年次）は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。但し、平成 26 年度生から適用する。

授業科目	必選の別	年間授業時間数
福祉レクリエーション論	選 4	30
福祉レクリエーション援助論		30
福祉レクリエーション援助技術		40
生活文化論		20

こころとからだのしくみと生活支援		60
ケア計画基礎論		40
老化、認知症、障害の理解		40

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。但し、平成 26 年度生から適用する。
また、第 20 条（3）は平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。但し、第 20 条（4）は平成 26 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。ただし、（納付金）第 25 条については、改正後の規定にかかわらず、平成 27 年度生より適用し、平成 26 年度生以前の学生については従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 27 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 29 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 30 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 2 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 3 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 4 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 5 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 8 年度生より適用し、令和 7 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 8 年度生より適用し、令和 7 年度生以前の学生は従前のおりとする。

別表第1 (1) 商業実務専門課程 医療事務学科2年制(1年次)

授業科目	必選の別	単位数
医療請求事務基礎Ⅰ	必	1
医療請求事務基礎演習Ⅰ		3
医療請求事務基礎Ⅱ		1
医療請求事務基礎演習Ⅱ		3
医療請求事務応用Ⅰ		1
医療請求事務応用Ⅱ		2
医療請求事務応用演習		3
医療秘書実務基礎Ⅰ		1
医療秘書実務基礎Ⅱ		1
医療秘書実務基礎演習		2
医療秘書実務応用Ⅰ		1
医療秘書実務応用演習		2
医療秘書実践Ⅰ		1
医療秘書実践Ⅱ		1
一般教養Ⅰ		1
キャリアデザインⅠ		1
ビジネス教養Ⅰ		1
医療秘書実践Ⅲ	選1	1
医療キャリアデザインⅠ		2
キャリアデザインⅡ	選2	1
Excel 基礎		2
医師事務作業補助Ⅰ	選3	1
医師事務作業補助Ⅱ		1
医師事務作業補助演習		2
医療キャリアデザインⅡ	選4	1
患者接遇論Ⅰ	選5	1
病院実習Ⅰ		2
ビジネス教養Ⅱ	選6	1
病院研究		2
手話演習	選7	1
ビジネス文書作成		1
IT リテラシ		3
進級に必要な履修単位数		28 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選1または2のいずれか1つを選択し、その全ての科目を必修とする。

選1を選択した者は、選3または選4のいずれかと、選5または選6のいずれかを選択し、その全ての科目を必修とする。

選2を選択した者は、選3および選5を選択し、その全ての科目を必修とする。

選7は任意選択とする。

別表第1 (1) 商業実務専門課程 医療事務学科2年制(2年次)

授業科目	必選の別	単位数
ビジネスマナー	必	2
パソコン実習Ⅰ		1
医療秘書実践Ⅳ	選1	1
ビジネス教養Ⅲ		1
キャリアデザインⅡ		1
キャリアデザインⅢ		1
医療キャリアデザインⅢ		1
接遇論マナー実践		1
病院実習Ⅱ		2
病院実習Ⅲ		2
医療秘書実践Ⅴ		1
医療ビジネスマナーⅡ		2
請求事務実践Ⅱ		1
調剤報酬請求事務		1
F P 基礎	選2	4
F P 応用		2
F P 総合		3
Word 基礎		1
Excel 基礎	選3	2
Excel 応用		1
簿記入門Ⅰ	選4	1
3級商業簿記基礎		3
3級簿記総合		4
医療キャリアデザインⅣ	選5	2
一般教養Ⅱ	選6	1
ビジネス教養Ⅱ		1
パソコン実習Ⅱ		1
英会話入門		1
パソコン実習Ⅲ		1
卒業前特別講座		1
マーケティング概論		2
医療ボランティア実践Ⅰ		1
医療ボランティア実践Ⅱ		2
医療ボランティア概論		1
医療ビジネスマナーⅠ		3
請求事務実践Ⅰ		2
社会保険基礎論		1
医学知識		1
病院実習Ⅳ		2
病院実習Ⅴ		1
医薬品知識	選7	1
調剤報酬請求事務演習		1
こころとからだのしくみと生活支援		1
ケア計画基礎論		1
接遇実践		2
卒業に必要な履修単位数		62 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選1または2のいずれか1つを選択し、その全ての科目を必修とする。

選1を選択した者は、選3または選4または選5のいずれかを選択し、その全ての科目を必修とする。
また、選6のうち7単位以上を選択必修とする。

選2を選択した者は、選6のうち14単位以上を選択必修とする。

選7は任意選択とする。

別表第1 (2) 教育社会福祉専門課程 介護福祉学科2年制(1年次)

領域	授業科目	必選の別	時間数	単位数
社会 人間と	人間の理解Ⅰ	必	30	1
	人間の理解Ⅱ	必	60	2
	社会の理解	必	60	2
	人間と社会特論Ⅰ	選	30	1
介護	介護の基本Ⅰ	必	30	1
	介護の基本Ⅱ	必	30	1
	介護の基本Ⅲ	必	30	1
	介護の基本Ⅳ	必	30	1
	介護の基本Ⅴ	必	30	1
	介護の基本Ⅵ	必	30	1
	コミュニケーション技術Ⅰ	必	30	1
	生活支援技術の基本	必	60	2
	日常生活介護Ⅰ	必	30	1
	日常生活介護Ⅱ	必	30	1
	日常生活介護Ⅳ	必	30	1
	介護過程Ⅰ	必	30	1
	介護総合演習Ⅰ	必	40	2
	介護総合演習Ⅱ	必	40	2
	介護実習Ⅰ	必	120	3
	介護実習Ⅱ	必	160	4
	介護特論Ⅰ	選	30	1
	介護特論Ⅱ	選	30	1
	介護特論Ⅲ	選	30	1
	介護実践Ⅰ	選	30	1
	介護実践Ⅱ	選	30	1
しくみ からの こころと	認知症の理解	必	60	2
	こころとからだのしくみⅠ	必	30	1
	こころとからだのしくみⅡ	必	30	1
	こころとからだのしくみⅢ	必	30	1
	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	選	30	1
進級に必要な履修時間及び履修単位数			750 時間以上	25 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選は、任意選択とする。

別表第1 (2) 教育社会福祉専門課程 介護福祉学科2年制(2年次)

領域	授業科目	必選の別	時間数	単位数
人間と社会	レクリエーション基礎	必	30	1
	レクリエーション指導	必	40	2
	社会常識	必	30	1
	情報科学演習	必	30	1
	人間と社会の総合	必	30	1
	人間と社会特論Ⅱ	選	30	1
	福祉実務	選	30	1
介護	コミュニケーション技術Ⅱ	必	30	1
	福祉住環境Ⅰ	必	30	1
	家事介護	必	30	1
	日常生活介護Ⅲ	必	30	1
	日常生活介護Ⅴ	必	30	1
	利用者の状態・状況に応じた介護技術	必	30	1
	介護過程Ⅱ	必	60	2
	介護過程Ⅲ	必	60	2
	介護総合演習Ⅲ	必	40	2
	介護実習Ⅲ	必	176	4
	介護の総合	必	90	3
	介護特論Ⅳ	選	30	1
	福祉住環境Ⅱ	選	30	1
	介護実践Ⅲ	選	30	1
	介護実践Ⅳ	選	30	1
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	必	60	2
	障害の理解	必	60	2
	こころとからだのしくみⅣ	必	30	1
	こころとからだのしくみの総合	必	30	1
	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	選	30	1
医療的ケア	医療的ケア	必	78	3
卒業に必要な履修時間及び履修単位数			2,074 時間以上	68 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選は、任意選択とする。

別表第1 (3) 商業実務専門課程 医療事務学科1年制

授業科目	必選の別	単位数
一般教養Ⅰ	必	1
キャリアデザインⅠ		1
キャリアデザインⅡ		1
医療キャリアデザインⅠ		2
臨床医学各論Ⅵ		1
臨床医学各論Ⅶ		1
臨床医学各論Ⅷ		1
医学・医療用語		1
診療情報管理Ⅰ		1
診療情報管理Ⅱ		1
診療情報管理Ⅲ		1
国際統計分類Ⅰ		1
国際統計分類Ⅱ		1
国際統計分類Ⅲ		1
診療情報管理実習Ⅰ		2
診療情報管理士対策演習Ⅰ		4
診療情報管理士対策演習Ⅱ		4
診療情報管理士対策演習Ⅲ		3
診療情報管理士対策演習Ⅳ		2
病院実習Ⅴ		選
病院実習Ⅵ	2	
病院実習Ⅶ	1	
病院実習Ⅷ	2	
診療情報管理士対策演習Ⅴ	2	
診療情報管理士対策演習Ⅵ	2	
診療情報管理士対策演習Ⅶ	1	
診療情報管理士対策演習Ⅷ	2	
卒業に必要な履修単位数		37 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選は、7 単位以上を選択必修とする。

別表第2

(1) 商業実務専門課程納付金

(年額：単位円)

学 科	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習費
医療事務学科	20,000	200,000	680,000	80,000	140,000	200,000

なお、入学検定料は推薦入学など別となる場合は別紙のとおりとする。

(2) 教育社会福祉専門課程納付金

(年額：単位円)

学 科	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習費
介護福祉学科	20,000	200,000	680,000	80,000	220,000	200,000

なお、入学検定料は推薦入学など別となる場合は別紙のとおりとする。